広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正

(県法規登載

(環境調整室) .......

規

則

目

次

する規則 ......



外

22

号

島

県

発行者 広 広 島 県 総 務 部 総務管理局文書法制室

## 布さ れた 規 則 の あ 5 ま b

公

調整室) 広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第五号) (環境

改正の要旨

定める省令 (平成十年建設省令第十号) 等が改正され、 的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を 法が改められたことに伴い、必要な改正を行った。 道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理 環境影響評価の項目の選定の方

施行期日

平成十九年二月二十八日

発行所 購読料 月 額 2,700円

号

第

む。)」を削る。

この規則は、 公布の日から施行する。

規

則

広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十九年二月二十八日 Щ

広島県知事 藤 田 雄

広島県規則第五号 広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県環境影響評価に関する条例施行規則 (平成十一年広島県規則第二十六号) の

一部を

次のように改正する。

選定しなかった場合には、その理由を含む。次項において同じ。)」を削る。 第四条第五項中「(条例第四条第一項の技術指針に掲げる当該対象事業に係る標準項目を

港湾計画に定められる港湾開発等に係る標準項目を選定しなかった場合には、その理由を含 第四十五条の表第十三条第六項の項中「(条例第四条第一項の技術指針に掲げる当該対象

附 則